

## 保全抗告申立書

平成22年12月24日

福岡高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 福 田 浩 久 同 木 下 健太郎

同 野上恭史

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成22年(モ)第4号賃金仮払仮処分異議申立事件について、 長崎地方裁判所が平成22年12月9日にした決定に対し、不服があるので、保 全抗告の申立てをする。

## 第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 長崎地方裁判所平成21年(ヨ)第49号賃金仮払仮処分申立事件について、同裁判所が平成22年2月8日にした仮処分決定を取り消す。
- 3 被抗告人の上記賃金仮払仮処分命令の申立てを却下する。
- 4 申立費用は、原審、抗告審ともに被抗告人の負担とする。との裁判を求める。



#### 第2 抗告の理由

- 1 (1) 原審は、被抗告人が、勤務時間の振替申請を行うことなく、営利企業等の従事又は兼業従事が認められていない勤務時間内に兼業に従事してきたことが認められ、職務専念義務、服務心得に反したものとして、懲戒処分の対象となることを認め、さらに、被抗告人が、被抗告人の兼業従事の実態を明らかにするための記録等の提出を求める再三にわたる職務命令に違反したことを認め、これが懲戒処分の対象となることを認めており、この点の原審の判断は妥当である。
  - (2) しかし、上記のとおり、被抗告人に懲戒処分の対象となる行為があったことを認めながら、次の①ないし③を理由に、抗告人の被抗告人に対する停職6か月の処分は重きにすぎ、懲戒権の濫用として無効というべきとした原審の判断は不当である。
    - ① バイオラボの事業については、抗告人も関与していたもので、被抗告人が同社の業務のために多大な時間を費やさなければならず、勤務時間外における兼業従事のみでは到底その責任を果たすことができないことは、抗告人も十分に認識し得べきであったということができ、抗告人としては、被抗告人に対し、振替申請を求めるなどすべきであったが、そのような措置がなかったこと
    - ② 抗告人における被抗告人が果たさなければならない職務に支障が生じたことは認められないこと
    - ③ 被抗告人のような大学教授については、通常の労働時間の管理になじ みにくいこと

以下、原審の判断が不当である理由を詳述する。

#### 2 本件懲戒処分が相当なものであること

- (1) 人事院事務総長発の「懲戒処分の指針について」(以下「同指針」という。)によれば、一般服務関係の欠勤については、「正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする」とされている(乙59)。同指針は、民間企業における懲戒事例等も考慮して作成されているものであるから、被抗告人の懲戒処分について判断する際にも重要な参考資料となるものであるところ、同指針の基準からすれば、382日に及ぶ兼業従事許可違反(無断欠勤)があった被抗告人に対する停職6か月という本件懲戒処分は、むしろ軽い処分と言えるものである。
- (2) また、一般的な観点から考えても、382日にも及ぶ無断欠勤は、十分に懲戒解雇事由となり得る雇用契約上の重大な義務違反であるから、被抗告人に対する停職6か月という本件懲戒処分は、むしろ軽い処分と言える。

#### 3 ①について

(1) 原審は、バイオラボの事業は、本件大学がいわば肝いりで進めてきた ということができるとするが、抗告人は、あくまでも、被抗告人に対し 兼業従事許可を与えたもので、積極的にバイオラボ事業に関与してきた ものでないことは、これまでの保全手続で詳述してきたとおりである。

そもそも、明確な条件を付した兼業従事許可申請とそれに対する兼業 従事許可がある以上、抗告人職員がバイオラボ事業に何らかの関与をし ていたからといって、兼業従事許可条件に違反した被抗告人の責任が軽 減されるものではないことは明らかである。 (2) また、兼業従事許可の際に振替申請が必要とされている以上、抗告人の措置の有無によって被抗告人の兼業従事許可違反の責任が軽減される ものではないことも明らかである。

#### 4 ②について

382日間にも及ぶ被抗告人の兼業従事許可違反行為については、抗告人における被抗告人の職務に支障が生じたか否かという点もさることながら、抗告人における規律維持等の問題が大きいのである。したがって、抗告人における被抗告人の職務に支障が生じたか否かによって被抗告人の責任が軽減されるものではない。

#### 5 ③について

- (1) 大学教授について通常の労働時間の管理になじみにくい面があるとしても、それはあくまでも教授としての本来の業務に関する活動であることが前提であり、勤務時間内の兼業従事を許容するものでないことは明らかである。
- (2) したがって、被抗告人が勤務時間中に勤務時間の振替を受けないまま 兼業業務に従事していた日及び時間が相当あることを認めながら、大学 教授について通常の労働時間の管理になじみにくいことを理由に被抗告 人の兼業従事許可条件違反の責任を軽減する原審の判断が不当であるこ とは明らかである。
- (3) 以上のとおり、抗告人における労働時間の管理に関し、原審の判断に は本質的な部分についての誤解がある。

6 なお、被抗告人が、抗告人に対し、本件仮処分手続とほぼ同様の主張・証拠によって、損害賠償を請求した訴訟(福岡高等裁判所平成22年(ネ)第324号損害賠償請求控訴事件(原審・長崎地方裁判所平成21年(ワ)第735号)においては、本件懲戒処分を違法とするような手続上・実体上の瑕疵を認むるまでには至らない、として、抗告人の被抗告人に対する本件懲戒処分は手続上も実体上も有効であるとする控訴審判決が下されている(乙60)。

#### 7 保全の必要性について

以下述べるとおり、原審は、被抗告人の家計の検討の点、金員仮払仮処分の要件の判断の点いずれの点においても極めて不十分なものであり、失当である。

(1) 原審は、被抗告人の家計の明細について十分な疎明がなされていない にもかかわらず、この点を十分に検討することなく、現状では被抗告人 が人並みの生活を維持できないと判断している。

しかし、被抗告人の家計の明細を検討することは、被抗告人の支出の信用性・相当性の判断や、金員仮払仮処分の要件である「被抗告人に生ずる著しい損害又は急迫の危険」(民事保全法23条2項)の有無の判断に不可欠であり、被抗告人の家計の明細を十分に検討せずに判断を行っている原審は失当である。

(2) また、そもそも、既に述べてきたとおり、平成21年10月7日の長崎県人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」の「参考資料」第26表「長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費」によれば、4人世帯の1月あたり標準生計費は203,690円であるから(乙第14号証)、本件仮処分命令が認定した被抗告人の妻の収入月額約 円だけから判断しても、被抗告人の生活費は「標準家庭」以上のものであることは明

らかである。本件仮処分命令の考え方によれば、4人家族において人並みの生活を送るための最低の生活費は月額 円ということになるが、これが社会一般の水準とかけ離れたものであることは明らかである。

金員仮払仮処分は、債務者の従来の生活水準を維持するために発令されるものではない。本件仮処分命令は、賃金仮払の仮処分発令の基準として「人並みの生活」を維持していくのに必要な場合との要件を定立しながら、本件の具体的な判断においては、被抗告人の従来の生活水準を基準としており、失当であることは明らかである。

(3) また、被抗告人の収入は、仮処分命令が認定した被抗告人の妻の収入 月額約40万円だけではなく、被抗告人の破産開始決定から停職期間満了 までの1年未満の期間に被抗告人の家計全体で使用できる金員の合計は8、 800,000円を超えていることも、これまでに述べたとおりである。

## (4) 小括

以上のとおり、本件で保全の必要性がないことは明らかである。

8 以上のとおり、本件仮処分決定は、被保全権利も保全の必要性も認められ ないから、直ちに取り消されるべきである。

以上

添 付 書 類

1 委任状 1通

# 当事者目録

T858-8580 1 住 所

長崎県佐世保市川下町123番地1

長崎県公立大学法人 抗告人(債務者)

上記代表者理事長 太田 博道

T850-0032 2 住 所

福田浩久法律事務所 (送達場所)

FAX

電話

長崎市

上記抗告人代理人 弁護士 福 田 浩 久

同 木 下 健太郎

野上恭史 同一

3 住 所 干

長崎市

被抗告人(債権者) 久木野 憲司